

平成27年度 文部科学省委託事業

現職教員の新たな免許状取得を
促進する講習等開発事業

成果報告書

平成28年3月

岐阜女子大学

目 次

第1章 事業の目的と概要 (担当:久世)	
1. 課題認識	
2. 本研究事業の目的	
3. 本研究事業の具体的な内容	
(1) 更新講習との相互活用による講習の開発・実施	
(2) 通信・放送・インターネット等を活用した講習の開発・実施	
第2章 現職教員の新たな免許状取得を促進する 講習等開発事業アンケート調査 (担当:久世)	
1. アンケート調査項目	
2. アンケート調査の実施	
3. アンケートの調査結果と分析	
第3章 更新講習との相互活用による講習の開発・実施 (担当:)	
1. ハイレベルな教員免許状更新講習	
2. 文部科学省免許法認定公開講座	
3. 教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等の連携	
第4章 教育モデルプログラム (担当:)	
1.	
2.	
3.	
4.	
第5章 総 括 (担当:久世)	
1. 更新講習との相互活用による講習の開発・実施	
2. 通信・放送・インターネット等を活用した講習の開発・実施	

資料 平成27年度免許法認定講座申請書 免許状更新講習申請書

第 1 章

第1章 事業の目的と概要

1. 事業の目的

現在、現職職員に対しては大学や地方公共団体の教育センター等において、多様な学習機会が提供されている。特に、教員免許状更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成21年4月に導入され、既に約6年が経過した。しかし、時間や場所の制約により、多忙な現職教員が免許状更新講習を受講することが困難な場合が少なくない。今後、ハイレベルで実践的な免許状更新講習の実現するためには、教員がいつでもどこでも学習できる体制を整備することが重要になってくる。

そこで、岐阜女子大学では沖縄女子短期大学の協力を得て、岐阜女子大学の免許状更新講習を、TV会議システムを利用して、遠隔でも受講できるように試行的に運用し、遠隔免許状更新講習の在り方について実証的調査研究を行ったので報告する。

2. 教員免許状更新講習における遠隔教育システムの活用

教員免許状更新講習などの講座における学習過程には講師と学習者、学習者同志の質疑応答・意見交換により学習課題の理解を深め、新しい発想を得たりすることができるが、この為には会話型の学習を欠くことはできない。会話型学習は英会話や討議型の学習のように、会話が主体となるものから、一方的な講演会や質疑応答のように補助的なものがありうる。又この会話型学習のような双方向の学習形態には、相互にリアルタイムでの意見交換を行うTV会議システム等を使用しての学習（以後、遠隔教育システムと呼ぶ）や、相互に時間間隔を置いてノンリアルタイムで学習するビデオオンデマンド、更にeラーニング（e-learning）のように受講者と講師とをインターネット（企業内のイントラネットなども含む）を介して結ぶことで成立する学習など様々な方式がある。このように同じ学習形態でも学習方式が異なると、教授・学習システムの設計条件は大きく変わる。ここでは、教員免許状更新講習における遠隔教育システムの活用とその効果について報告する。

3. 遠隔講座と大学設置基準変遷の経緯

情報技術が進展する中で文部科学省も、新しい技術を利用した大学教育に関する規制の緩和に積極的に取り組んできた。

1997年には全国に先駆けて岐阜県新教育メディア研究開発実行委員会で岐阜大学大学院の授業を遠隔教育システムで配信し、遠隔教育の試行をし、問題点及び今後の進む方向性等を分析・検討し報告した。

同年に大学審議会の答申「『遠隔授業』の大学設置基準における取扱い等について」によって、通学制の大学の卒業要件124単位中、30単位までが遠隔授業を用いて修得することができるようになった。

翌年3月には大学設置基準が改正され、この単位は60単位へと拡大された。

2001年の大学設置基準改正の際には、「遠隔授業」の形式についても規制が大きく緩和された（「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」）。

ここでは、従来はTV会議のような形式が想定され、「同時かつ双方向に」行われなければならないとされてきたのだが、「同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能」となった。また、電子メールやファックス、ホームページの掲示板などを利用して指導や意見交換を行うことも認められるようになった。

2003年1月に出された中央教育審議会答申「大学設置基準改正要綱」では、校舎や附属施設以外の場所で授業を実施できるようにすることも提案されている。次に主な答申についての概要を記述しておく。

(1)「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について(答申)(平成9年12月18日)

昭和22年に大学通信教育が学校教育法において制度化され、同25年に印刷教材を中心とした通信添削型の通信教育が正規の大学教育として認可されたのが、高等教育における「遠隔教育」の始まりであり、これに続いて、次々と通信教育が開設された。その後、昭和58年には放送大学が設置され、これにより、放送メディアを活用した新たな形態の「遠隔教育」が生まれた。こうして「遠隔教育」は通信制の高等教育機関において実施されてきたが、近年の情報通信技術の発展により、遠隔地間を結ぶTV会議式の授業という形で、通学制の高等教育機関においても「遠隔教育」を行うことが技術的に可能となっているのである。

大学学部の学生については、大学設置基準第32条に規定する卒業の要件として修得すべき最低限の単位数である124単位のうち、「遠隔授業」によって修得することのできる単位数は、当面、30単位を超えないものとするのが適当である。

(2)グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)(平成12年11月22日)

情報通信技術の飛躍的発展は「知」の創造や伝達の方法を大きく変化させるとともに、価値観や創造性の意味にまでも変容を迫っている。このような中で、大学教育においては、学生に、グローバルな広がり、主体的に情報を収集し、分析し、判断し、創作し、発信する能力を養うことが不可欠である。その際、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能にかかわる基本的知識や能力の習得を重視することが必要である。情報通信技術の発達と普及は、教員と学生の間のみならず、授業が行われている教室と国内あるいは海外の各地域の高等教育機関を結ぶことを可能とし、また、国内あるいは海外の各地域の様々な情報や資料を入手することを容易なものとしている。各大学においては、このようなインターネットをはじめとする新しい情報通信技術の有する機能を授業において積極的に活用し、授業の内容を豊富化・高度化する工夫を行うことが望まれる。情報通信技術は、学生の授業時間外の学習を支援するために活用することも可能である。本来、単位制度は授業時間外の十分な学習を前提としているものであることを踏まえ、単位の実質化を図るための教育方法上の工夫として、各大学において、インターネットをはじめとする新しい情報通信技術を活用し学生の学習支援に努めることが望まれる。通学制の大学においては、直接の対面授業を基本としており、これに相当する教育効果を有すると認められる一定の態様の遠隔授業については、卒業に要する単位のうち60単位を限度に単位修得が認められている。

(3)大学設置基準

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(科目等履修生)

第31条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

（卒業の要件）

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

4 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(4) 文部科学省告示第51号（平成13年3月30日）

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成13年3月30日から施行する。なお、平成10年文部省告示第46号（大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）は、廃止する。

平成13年3月30日

文部科学大臣 町村 信孝

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 1 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの
- 2 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

(5) 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）（平成13年3月30日）

第7 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の制定

1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業（いわゆる「遠隔授業」）については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置付けることとしたこと。

したがって遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第3条第2項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

(6) 大学設置基準等の改正について（答申）（平成 15 年 1 月 23 日）

大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとする。

3. 本学の免許状更新講習について

昭和 63 年の教育職員免許法（以下「免許法」という。）の改正において、教育職員で、その有する免許状が二種免許状であるものに、一種免許状取得の努力義務が課せられた。（免許法第 9 条の 2）一種免許状の取得については、大学の通信教育を利用するなど、本人の自発的な努力によることが前提であるが、本学ではこれを支援するため、免許法第 6 条関係別表第 3 を適用し、在職年数に応じて必要単位が修得できるよう当認定講習を開設し、単位修得の機会を提供した。

このような教員免許状更新講習は各大学等で行われているが、現職教員の休日に私的に受講するため、旅費の問題や、受講場所が遠隔地であったりして受講の希望があっても受講できないと言う問題があった。

例えば本学の免許状更新講習の対面講習の県別受講者表を示す。全受講生 155 名中、愛知県の現職教員は、27 名（17%）、岐阜県内でも郡上市や高山市、飛騨市といった 200Km 離れているところから受講している。

表 1 免許状更新講習（対面講習）【平成 27 年度】県別受講者

岐阜	愛知	三重	滋賀	静岡	福井	奈良	沖縄（遠隔）
87 名	27 名	5 名	3 名	2 名	2 名	1 名	28 名

この課題を明確するために、現職教員の一部にこの免許状更新講習に関する調査を行ったところ、土・日曜の休日に近くで単位の取得ができることを希望していることがわかった。そこで、今回教員養成について遠隔教育システムを活用して、本学の文化情報研究センターを拠点として、沖縄県的那覇市とを結んで教員免許状更新講習を実施した。

4. 地域における教員養成の現状と課題

社会が教員に対し厳しくなり、現在、免許の更新制度の導入や給与の格差の検討、不適格教員の転・退職など教師の資質の向上・資格の上進等が重要な問題となってきた。教育再生会議の「社会総がかりで教育再生を」の第 1 次報告においても「文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担と責任を明確にし、教育委員会の権限を見直す。学校教職員の人事について、広域人事を担保する制度と合わせて、市町村教育委員会に人事権を極力、委譲する」と述べている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23 条、45 条により、人事権と研修権は一般的に一体であるため、人事権と研修権、採用まで市町村で行うことが求められてくる。このことは、大都市であればよいが、小さい市町村等人材の流出が大きい市町村にとっては将来にかかわる大きな問題となる。また、前述の理由によって免許状更新講習における、大都市と地域との地域差が生じているのが現実である。そのため、市町村から大学と連携して免許状更新講習を行えないかとうような、地域からの教員養成に対する要望がある。

今後、教員の大量採用時代の到来を控え、量及び質の両面から優れた教員を確保することが重要となっているこのような時期こそ、採用段階における教員の質の確保に加えて、研修段階においても、教員の質を確実に保証する方策を講ずることが必要である。今回の、免許状更新講習の実施することは、大学の教員養成にとっても、現在の学校教育や社会が教員の求める資質能力との間の乖離をなくするためにも重要なことである。

5. 遠隔教育システムの構成

遠隔教育システムの構成は、写真1のようにTV会議システムを利用し、NTT西日本のフレッツ網を利用した。このことにより通常のインターネットに比較して画像の送信をスムーズに行くようにすることと、VLANを設定するために機器(VG-100)を設定することによりセキュリティを保つことにした。また、TV会議システムの画像は、プロジェクタで大型スクリーンに投影し、臨場感を持たせることにより、教育効果を高めるようにした。今回の遠隔教育システムを図1に示す。

受講者に対するアンケートによると、遠隔授業体験として、「初めは戸惑い、緊張するがすぐに慣れる」「TV会議システムの操作は簡単、使いやすい」「生の授業」より学習効果が上がった」「生の授業」より集中でき、楽に話せる」等の回答があり、TV会議システムを介しての講師との会話が、外部の環境から妨げられなく、集中できると回答している。又「生で顔と顔を合わさない」ために恥ずかしさ、照れがなくなることも学習効果の向上に役立っているようである。



写真1 遠隔講座の様子

遠隔教育システムを想定すれば、一般の公開講座のように場所や時間に制限されることなく、近くで受講できるという利便性を考えると、公開講座における遠隔教育システムは充分利用できるものであり、将来、公開講座が在宅学習へと学習形態が移行する事が考えられる。

一般に、遠隔講義は一講演会場での講義と比較して多地点の会場、より多数の受講者に受講できる機会となる。そのため講師は講義内容を、より充実したものにし、準備することができる。また、補助教材も画像・映像を含めて学習者がより理解できるマルチメディア教材が用意できる。この点が遠隔講座方式の利点といえる。

また、遠隔講座の学習効果を向上させるには、効果的な補助教材を用意し、受講者の講義に対する反応を的確に掴み、これに対して適切な時点で適宜提供・応答することである。この為には受講者の理解度や質疑応答に必要な補助教材を想定し制作・蓄積しておく必要がある。

遠隔キャンバスネットワークシステム

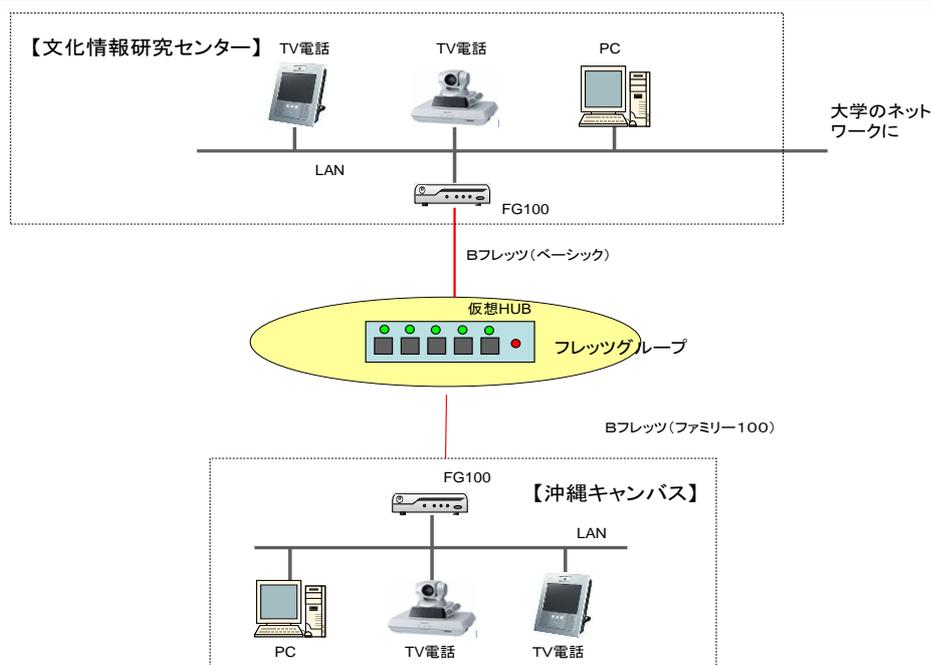


図1 遠隔教育システム構成図

6. 免許状更新講習のカリキュラム

今日の学校に要請されていることは、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康な体力など多様にあるが、特に学校の特色ある教育活動の創出や教育成果を高める学校の自己点検・自己評価に基づく説明責任がある。そのため各学校の教育力をどう組織化するかが問われている。

これまで、研究・研修のためには特別な内容と特別な時間設定が必要であると考えられる傾向があった。しかし、今後は、研修は主として「職務の遂行」を通じて行われると捉えるべきである。例えば、「個に応じた指導の充実を図る」という目標を持つ教員は、「自校の生徒の学習実態に応じた少人数学習集団による指導計画を作成して実施する」という具体的な職務を通じて研修を進めることになる。

校外における研修で学ぶ理論や演習の成果は、校内における研修を補完するものと考えることが大切となる。そのためには、各学校においては、主体的に教員が相互に研鑽しながら、日常的に「授業力」等を高めていくシステムを構築することが大切である。しかし、現実には校内において主体的に教員が相互に研鑽しながら「授業力」を高めることは、教員の多忙感や教員同志の人間関係の希薄さから困難な状況になっている。

本学の免許状更新講習カリキュラムは、ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図るために、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行う教育モデルプログラムを岐阜会場と沖縄会場を遠隔教育システムにより同時に展開した。受講者が、全て現職教員であるため、それぞれの教員の持つ「経験知」が豊富にあり、他地域の現職教員の課題や意見が参考になったという意見が多かった。また、遠隔で受講しているにもかかわらず、（又は遠隔で受講しているために）積極的に受講できたとの意見が多かった。

つまり、本来は学校の中での授業力向上の構内研修で行うような内容について、今回の遠隔教育システムでの講座によって、各地域の現職教員の交流を通じて「教員の教育力」を高めるシナジー効果があったと考えられる。

第2章

第2章 現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業アンケート調査結果

以前、遠隔教育の双方向通信による課題として、参加した受講生の反応を聞いたところ、次のような意見がでた。

- ・受講生が現職教員であると、5日間の受講で長期に渡ると負担が大きい。
- ・授業方法として、DVD（オンデマンドを含む）とテキストを利用した学習を希望。
- ・夏期休暇を利用した、集中的な講義を希望。
- ・授業、試験・レポート等が、勤務に支障なく作成できることを希望。
- ・参考資料の提供を希望。

そこで、これらの受講者の意見より、授業の中で課題の提供、試験・レポートの作成をできるようにすること。また、素材や論文・参考資料などが、オンデマンド・DVDなどで利用できるようにするなど、教育方法の改善や学習情報環境の整備が必要とされた。

平成10年頃の遠隔公開講座においては、通信システムの問題や通信経費の問題が課題の中心であったが、今回の遠隔公開講座においては、教育内容、教育方法と教育支援が重要と変化してきた。

また、現在本学の授業者の多くは、遠隔教育の経験があり、遠隔講座には慣れており、本学自体が遠隔教育に関してはほかの大学にはないノウハウを持っているため、講座については問題がないが、受講者の意識についての変革が必要であると考えている。

そこで、今回の受講生を対象に次のようなアンケートを実施した。

表2 アンケートの項目

設問1 今回、本学の現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業における教育モデルプログラムについて、以下の項目について、4つの中からあてはまるものに、1つだけ○をつけてください。

NO.	現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業
B1	本学の「教員免許状更新講習」は、ハイレベルな「教員免許状更新講習」として、大学院レベルの講習を設定しています。あなたは、このような <u>大学院レベルの「教員免許状更新講習」</u> は必要だと思いますか。
B2	いつでもどこでも学修できる「通信」での「 <u>教員免許状更新講習</u> 」について必要だと思いますか。
B3	会場に集まって学修する「対面」での「 <u>教員免許状更新講習</u> 」について必要だと思いますか。
B4	通信・放送・インターネットを通じた「遠隔」での「 <u>教員免許状更新講習</u> 」について必要だと思いますか。
B5	いつでもどこでも学修できる「通信」での「 <u>免許法認定公開講座</u> 」について必要だと思いますか。
B6	会場に集まって学修する「対面」での「 <u>免許法認定公開講座</u> 」について必要だと思いますか。
B7	通信・放送・インターネットを通じた「遠隔」での「 <u>免許法認定公開講座</u> 」について必要だと思いますか。
B8	「教員免許状更新講習」を修了した方を対象にした、「免許法認定公開講座」にお

	ける「教育実践特講(2単位)」の単位認定について必要だと思いますか。
B9	小学校に英語の教科ができることになりました。本学では、小学校の教員を対象に「中学校英語」の2種教員免許状を取得する講座を開講しています。今後、小学校の教員に中学校「英語」の教員免許状は必要だと思いますか。
B10	学び続ける教師・成長する教師を支援するために大学での公開講座の拡大は必要だと思いますか。

このアンケートを実施した結果を表2に示す。本アンケートでは、①ハイレベルな免許状更新講習の必要性、②「通信」「対面」「遠隔」講座の必要性、③免許状更新講習と認定公開講座の単位認定の必要性、④中学校英語免許講座の必要性、⑤学び続ける教師を支援するための公開講座の必要性という、5つの項目について、免許状更新講習「通信」「対面」「遠隔」の受講生253名を対象に実施した。

アンケート結果から、必要もしくはやや必要と回答した結果をパーセントで示したところ表3のようになった。ない、アンケートは、1. 必要 2. やや必要 3. あまり必要でない 4. 必要でない の4分法で回答した。

表3 アンケート結果 (%)

NO.	現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業	必要・やや必要の割合 (%)
B1	本学の「教員免許状更新講習」は、ハイレベルな「教員免許状更新講習」として、大学院レベルの講習を設定しています。あなたは、このような <u>大学院レベルの「教員免許状更新講習」</u> は必要だと思いますか。	71.9
B2	いつでもどこでも学修できる「通信」での「 <u>教員免許状更新講習</u> 」について必要だと思いますか。	92.9
B3	会場に集まって学修する「対面」での「 <u>教員免許状更新講習</u> 」について必要だと思いますか。	91.3
B4	通信・放送・インターネットを通じた「遠隔」での「 <u>教員免許状更新講習</u> 」について必要だと思いますか。	89.3
B5	いつでもどこでも学修できる「通信」での「 <u>免許法認定公開講座</u> 」について必要だと思いますか。	90.5
B6	会場に集まって学修する「対面」での「 <u>免許法認定公開講座</u> 」について必要だと思いますか。	88.9
B7	通信・放送・インターネットを通じた「遠隔」での「 <u>免許法認定公開講座</u> 」について必要だと思いますか。	87.0
B8	「教員免許状更新講習」を修了した方を対象にした、「免許法認定公開講座」における「教育実践特講(2単位)」の単位認定について必要だと思いますか。	69.3
B9	小学校に英語の教科ができることになりました。本学では、小学校の教員を対象に「中学校英語」の2種教員免許状を取得する講座を開講しています。今後、小学校の教員に中学校「英語」の教員免許状は必要だと思いますか。	81.0
B10	学び続ける教師・成長する教師を支援するために大学での公開講座の拡大は必要だと思いますか。	92.9

この結果より。受講方式については、「通信」「対面」「遠隔」の順に必要性を回答している。表 2 では、それぞれの受講の方式が違う受講生を一括してまとめているので、それぞれの受講方式毎に必要性をまとめる必要が出てきた。

そこで、これらの結果について、「通信」「対面」「遠隔」と受講方式の違いによるアンケート結果を表 4 のように示す。

この結果、それぞれ受講した方式について肯定的な回答をする結果になった。つまり、「通信」で受講した受講者は、「通信」の受講方式は必要であると回答した受講生が多いということになる。

表 4 講座の受講方式別のアンケート結果

会場		B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9	B10
対面	平均値	1.97	1.68	1.25	1.65	1.61	1.40	1.68	1.79	1.69	1.43
	度数	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	標準偏差	.903	.865	.517	.791	.797	.613	.785	.879	.799	.616
遠隔	平均値	2.05	1.80	1.40	1.45	1.65	1.40	1.50	1.65	2.00	1.35
	度数	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	標準偏差	.826	.616	.503	.510	.671	.503	.513	.813	.795	.671
通信	平均値	2.08	1.12	1.56	1.41	1.40	1.69	1.57	2.25	1.99	1.54
	度数	156	156	156	155	156	155	156	154	156	156
	標準偏差	.762	.365	.772	.690	.639	.769	.763	.805	.869	.685
合計	平均値	2.05	1.34	1.45	1.48	1.48	1.58	1.60	2.06	1.90	1.49
	度数	253	253	253	252	253	252	253	251	253	253
	標準偏差	.810	.646	.698	.717	.699	.718	.753	.860	.851	.664

この結果を見ると、①ハイレベルな免許状更新講習の必要性や③免許状更新講習と認定公開講座の単位認定の必要性を感じているのが「対面」の受講生であり、⑤学び続ける教師を支援するための公開講座の必要性を回答している受講者は、「遠隔」の受講生であった。

それぞれ、受講の方法によりインセンティブやモチベーションが異なると考えられる。この点については、動機などの違いを明らかにしていくことが必要だと考える。

今回の免許更新講習においては、各講座の最後に試験を行っている。この試験は、マークシート方式で知識の定着を見て、さらに論述試験で、考え方の深まりを試験した。通信と対面は、違うカリキュラムで構成されているので、対面や遠隔との比較はできないが、今回遠隔と対面での成績の違いを比較した。

表 5 対面と遠隔の成績の差

対面／遠隔	平均値	度数	有意差
遠隔	76.1	15	0.031
対面	79.7	43	
合計	78.8	58	

ここで、サンプル数は、対面と遠隔で全ての領域（30 時間）を受講した受講者のみ抽出して、各領域の試験の平均値を算出した。ここで、対面が 79 点に比べて遠隔が 76 点で、3 点差があるが、これは講座の方式の差として考えることができる。

しかし、その差が 3 点と少ないこともあり、この差で遠隔が不利益であるとは考えられない。この点については、「今後も検討していくことが必要であるが、対面と遠隔とで比較した場合、教育効果として差異がなかったとすることができる。

第3章

第3章 更新講習との相互活用による講習の開発・実施

1. 教員免許状更新講習による文部科学省免許法認定講座の単位認定について

今回の教員免許状更新講習では、ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図るために、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行う教育モデルプログラムを展開した。

以下、この単位認定制度に関する案内文書を示す。この案内文書を、対面・通信の教員免許状更新講習の受講者に配布し、文部科学省免許法認定公開講座の教育実践特講の2単位を取得できるようにした。

平成27年度 教員免許状更新講習による文部科学省免許法認定公開講座 の単位認定制度について（ご案内）

標記について、本学では平成27年5月7日付で文部科学省より平成27年度現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業（3年間）を委託されました。

つきましては、下記のように文部科学省免許法認定公開講座（教育実践特講 2単位）の単位認定を行ないますので、ご案内いたします。

記

1. 委託事業

平成27年度 文部科学省「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」
<概要> ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図るために、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行う教育モデルプログラムを展開する。

2. 受講対象者

本学の教員免許状更新講習（30時間）を受講し、修了された方

3. 受講料

無 料

4. 単位取得について

教員免許状更新講習【対面授業・通信教育】を受講した方を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定公開講座の単位認定を行います。

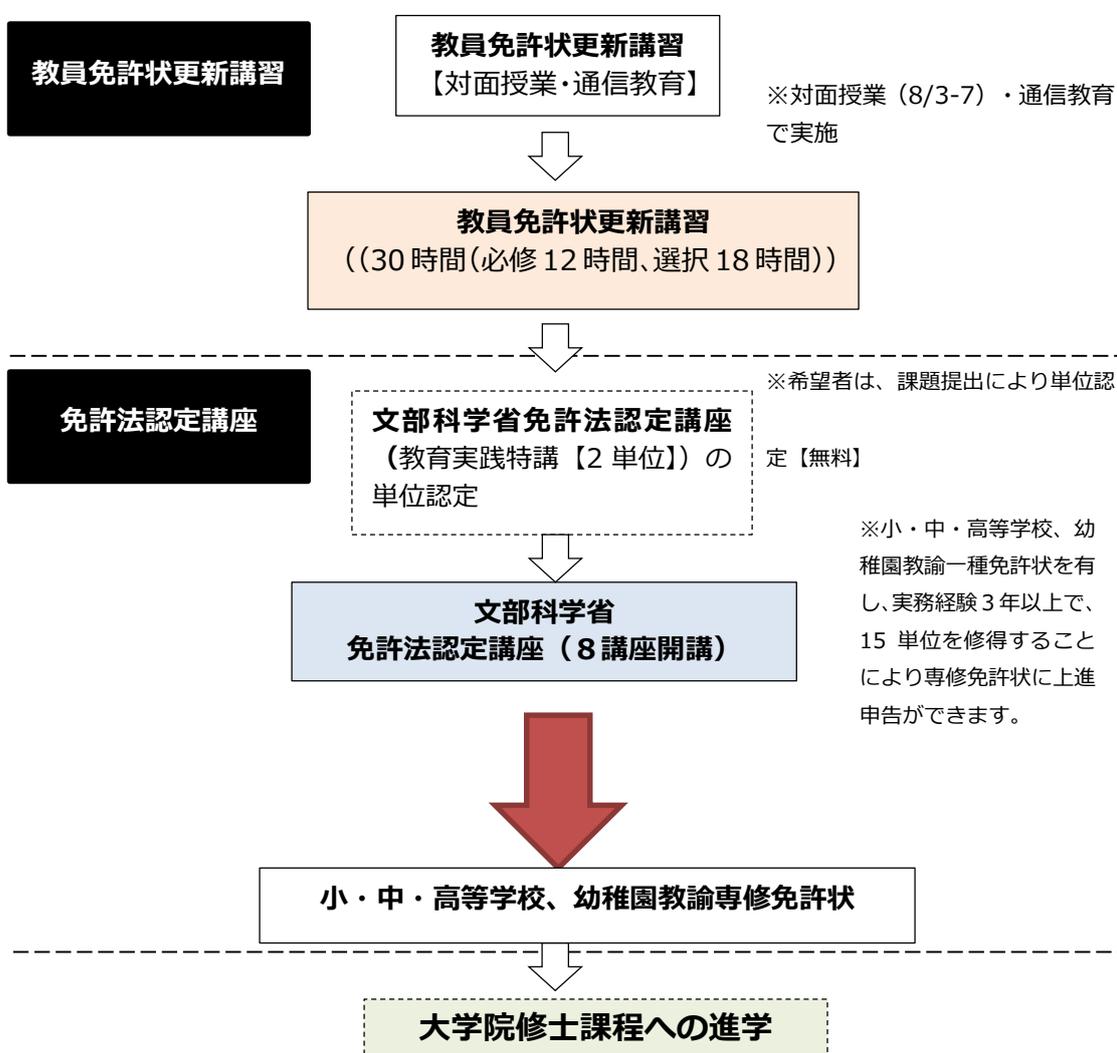
単位認定科目：教育実践特講	2単位
---------------	-----

※本制度のより認定された単位は、専修免許状の上進のための単位になります。

教員免許状更新講習による文部科学省免許法認定講座の単位認定について

本学では、平成27年度より教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図る教師教育を開催いたします。教員免許状更新講習【対面授業・通信教育】(30時間(必修12時間、選択18時間))を受講した受講生を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座(教育実践特講【2単位】)の単位認定を行います。このことにより、既に所有する教育職員免許状(小・中・高等学校、幼稚園教諭一種免許状)を、**教諭または常勤講師として実務経験3年で、15単位(上記の2単位を含む)を修得されることにより専修免許状に上進申請ができます。**

また、これらの単位は、本学の大学院(土・日授業)への進学の際に、修得単位として配慮されます。是非、教員免許更新講習を活用した単位認定を専修免許状に上進にご活用下さい。教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図る教師教育のスケジュールを次に示します。



※ 本事業は、平成27年度文部科学省委託事業「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」により実施するものです。

専修免許状取得への道のり

岐阜女子大学にて専修免許状を取得するには、3つの方法があります。

1. 大学院免許法認定公開講座を受講する（要項 p.1~14）

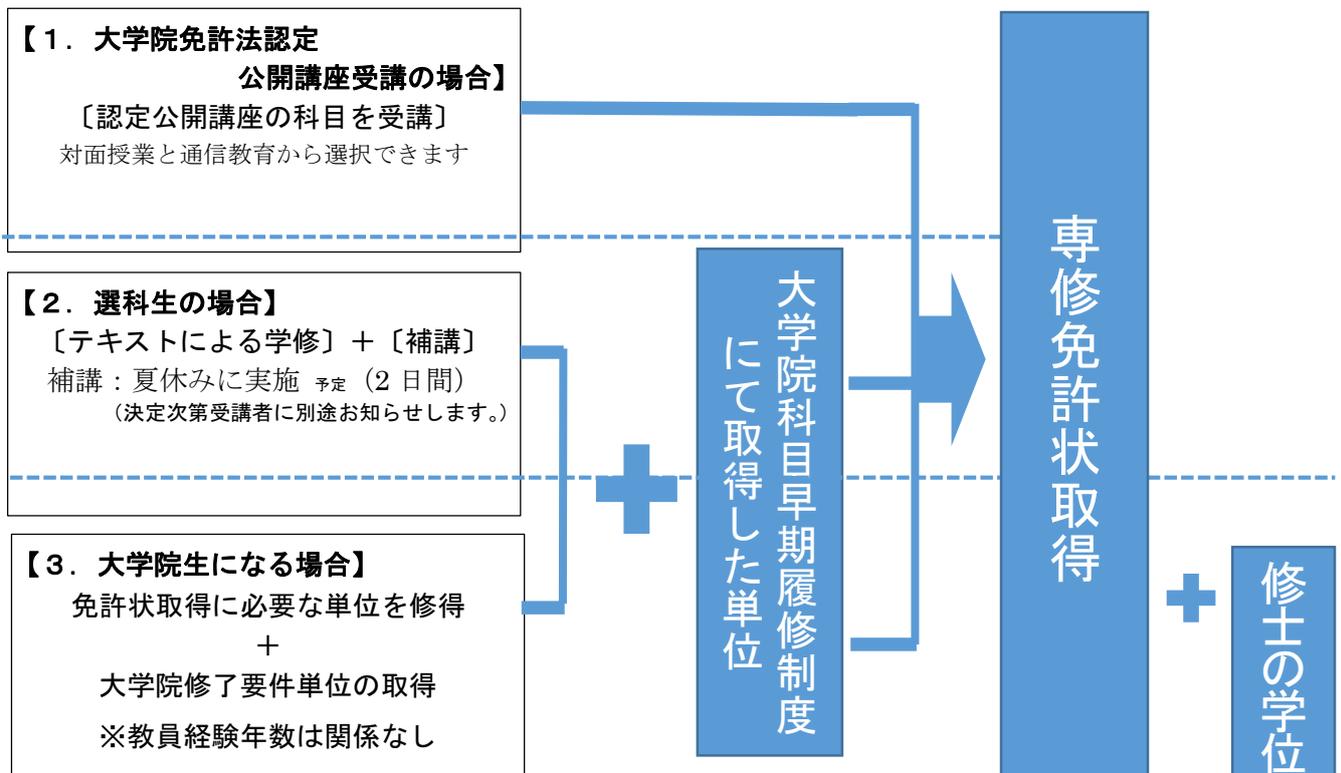
- ①免許状の種類は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対応しています。
- ②講座は対面授業と通信教育との2つの授業形態があります。
- ③1年で8科目（16単位）を開講します。教員経験年数3年以上で、認定公開講座（通学・通信）で8科目（16単位）を修得することにより専修免許状を上進できます。

2. 岐阜女子大学大学院通信教育課程選科生となる。（要項 p.56~60）

- ①8科目（16単位）を1年でまとめて修得する制度です。
- ②教員経験年数3年以上で、ここで修得した単位により専修免許状を上進できます。
- ③**本学に在学中に大学院科目早期履修をしていた方は、早期履修制度で履修した単位は履修単位として認定されます。**

3. 岐阜女子大学大学院生となる。

- ①大学院で24単位修得し、大学院を修了することにより専修免許状を取得できます。
- ②**本学に在学中に大学院科目早期履修をしていた方は、早期履修制度で履修した単位は履修単位として認定されます。**
- ③大学院を修了し教員として採用された場合には、**大卒と比較して基本給が約20,000円高くなります。**



※取得すべき単位数は早期履修での単位取得状況により個人々人異なります。
（詳細はぜひお尋ねください。）

※教職の経験年数につきましても自治体により年数の算出方法が異なります。
（ご所属の自治体の教育委員会にご確認ください。）

第4章

第4章 教育モデルプログラム

- 本学では、平成27年度より教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図る教師教育を開催した。
- 教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】(30時間(必修12時間、選択18時間))を受講した受講生を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座(教育実践特講【2単位】)の単位認定を行った。
- 本事業での教員免許状更新講習のプログラムを以下に示す。

平成27年度 岐阜女子大学 「対面授業」による教員免許状更新講習

必修領域 (開設区分A) 「社会が求める学校教育と教育の在り方を考える」

社会や国民が期待する学校教育や、広く教育全般の在り方について考察するために、国及び地方の教育改革の動向や教育施策の展開、深刻ないじめ問題などに対応するための教職員が一丸となった学校・家庭・地域社会の連携・協力の重要性など、様々な学校教育の課題について、確かな理論に基づく専門性や実践的な指導力を向上するための講義・演習や、臨床心理学や教育行政などの立場からの具体的な提言を基にして、教育観、子ども観等、教師としての省察から具体的な教育実践の在り方について習熟する。

時間	1日目		2日目	
	平成27年8月3日(月)		平成27年8月4日(火)	
	社会が求める学校教育と教育の方法		学校教育の在り方を考える	
	講座の名称等	講師名	講座の名称等	講師名
9時00分～9時20分	受付		受付	
9時30分～11時30分	社会と学校	早川信夫	いじめと学校教育	青戸泰子 佐々木理恵
12時40分～15時50分	学力の向上と言語力の育成	松川禮子 長尾順子	成長する教師 ～考える方法を考える～	生田孝至 齋藤陽子
16時00分～17時00分	修了(履修)認定試験		修了(履修)認定試験	
17時00分～17時20分	事後評価アンケート		事後評価アンケート	

選択領域（開設区分B） 「地域の文化・教育施設の活用と著作権等について考える」

考える」

地域の文化・教育施設としての博物館等には多くの文化情報が集積・保存されている。その情報を学習に活用することにより青少年の目を世界に向けさせることが、国際化・情報化が進む現代社会には必須である。博物館等の基本的機能を理解するとともに、その活用方法について考察する。また、肖像権や個人情報とともに、人の権利を守る意味や教育活動を進めるうえでの著作権問題についての基本的な理解を図る。

時間	平成 27 年 8 月 5 日（水）	
	講座の名称等	講師名
9 時 00 分～ 9 時 20 分	受 付	
9 時 30 分～11 時 30 分	社会教育施設との連携	井上 透
12 時 40 分～15 時 50 分	メディアと著作権	坂井知志 久世 均
16 時 00 分～17 時 00 分	修了（履修）認定試験	
17 時 00 分～17 時 20 分	事後評価アンケート	

選択領域（開設区分C） 「地域の自然・文化を教育に活かす方法について考える」

考える」

新教育課程では、基礎的・基本的な知識、技能の習得と課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等を育成することが重視されている。地域の自然・文化を教育に活かす意義とその教材化を進めるに当たっての考え方を理解し、具体的な地域素材を活用した観察や実験を通して、ものの見方・考え方、表現力育成の背景となる考え方、伝統・文化の素材収集方法や教材化などへの理解を深める。

時間	平成 27 年 8 月 6 日（木）	
	講座の名称等	講師名
9 時 00 分～ 9 時 20 分	受 付	
9 時 30 分～11 時 30 分	地域素材を活用した授業づくり	下野 洋 横山隆光
12 時 40 分～15 時 50 分	伝統文化を活用した授業づくり	三宅茜巳 谷 里佐
16 時 00 分～17 時 00 分	修了（履修）認定試験	
17 時 00 分～17 時 20 分	事後評価アンケート	

選択領域（開設区分D） 「新しい教育課程への対応について考える」

新しい学習指導要領が目指すものは、知性（確かな学力）を基盤とした総合的人間力（生きる力）を児童生徒に培うことである。そのためには、新教育基本法の教育の理念や教育の目標の達成に向けて、知識基盤社会における新しい視点に立つ教育課程づくりが必要である。学校の教育環境や地域の伝統文化を活用した体験的な活動を取り入れたり、食育に関する活動を多くしたりするなど、より具体的な教育課程の編成の在り方について習熟する。

時間	平成 27 年 8 月 7 日（金）	
	講座の名称等	講師名
9 時 00 分～ 9 時 20 分	受 付	
9 時 30 分～11 時 30 分	学力の向上と新しい教育課程	高橋正司
12 時 40 分～15 時 50 分	食育を考える	水野幸子 藤田昌子
16 時 00 分～17 時 00 分	修了（履修）認定試験	
17 時 00 分～17 時 20 分	事後評価アンケート	

※各試験ではテキストやノートなどは持ち込み可能

第5章

第5章 総括

(1) 教員の資質能力の向上についての背景

- 平成27年12月21日付けの、中央教育審議会の答申である「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」で、次のようなことが述べられている。（下線筆者）
- ◆平成24年8月の中央教育審議会答申6では、学校が抱える多様な課題に対応し新たな学びを展開できる実践的な指導力を身に付けるためには、教員自身が探究力を持ち学び続ける存在であるべきであるという「学び続ける教員像」の確立を提言しており、真の意味で「学び続ける教員像」を具現化していくための教員政策を進めていく必要がある。
 - ◆教員が学び続けるモチベーションを維持するため、教員の主体的な学びが適正に評価され、学びによって得られた能力や専門性の成果が見える形で実感できる取組や制度構築を進めることが必要である。
 - ◆新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及、研修指導者の育成、教育センターや学校内での研修体制の充実など、特に校内研修の充実・活性化を図りつつ、学校内外の研修を一層効果的・効率的に行うための体制整備が必要である。
 - ◆国、都道府県、市町村、学校がそれぞれ主体となって研修を行っているが、全体として必ずしも体系的な研修が行われていないとの指摘もある。このため、研修の実施主体が大学等を含めた関係機関との有機的連携を図りながら、教員のキャリアステージに応じ、教員のニーズも踏まえた研修を効果的・効率的に行うことが必要である。この際、法定研修である初任者研修、10年経験者研修については、その実施状況や教育委員会、学校現場のニーズを把握し、より効果的な研修となるよう国としても制度や運用の見直しを図ることが重要である。
 - ◆また、大学と教育委員会の連携が進まない理由の一つとして、仮に学校現場から大学の教員養成に向けた要望がなされたとしても、これまでの教育職員免許法の下ではそうした要望に応じて大学が柔軟に教員養成カリキュラムを改善できるほどの自由度がないといった指摘もある。こうした課題を踏まえ、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程を大きくくり化し、大学の独自性が発揮されやすい制度とすることで、大学と教育委員会の連携の質を格段に向上させることができると考えられる。
 - ◆大学等と連携した研修や受講した研修の単位化などについて協議する仕組みを構築する。
- そこで、本事業では次の2つの内容を中心に事業を展開した。
- ◆遠隔地に勤務する教員が文部科学省免許法認定講座を受講しやすくするために、インターネットを活用した文部科学省免許法認定講座を実施する。
 - ◆ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図るために、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行う教育モデルプログラムを展開する。

(2) 遠隔における教員免許状更新講習

- 遠隔地に勤務する教員が文部科学省免許法認定講座を受講しやすくするために、インタ

ーネットを活用した文部科学省免許法認定講座を実施する事業では、岐阜での教員免許状更新講習を本学の遠隔ネットワークシステムを活用して、沖縄でも同時開講し、その効果について調査研究した。

- その結果として、アンケート調査においても、各科目の試験においても対面と遠隔で差異が見られなかった。つまり、対面であっても遠隔であっても、教員免許状更新講習の目的は達成できたと結論できる。
- 対面の教員免許状更新講習における事後アンケートでは、全体的に遠隔会場である沖縄のアンケート結果が高く評価している。
- また、通信制の免許更新講習においては、全国にわたって述べ 345 名の教員が本学の教員免許状更新講習を受講しているが、1 日の試験日のみの受講で免許更新講習を認定できるとのことで、多忙な教員の受講が多いという状況である。

(3) 教員免許状更新講習による文部科学省免許法認定講座の単位認定

- 平成27年12月21日付けの、中央教育審議会の答申である「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」でも、大学等と連携した研修や受講した研修の単位化などについて協議する仕組みを構築する。と述べている。これを受けて、本事業では、ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図るために、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行う教育モデルプログラムを展開した。
- 今回の、教育モデルプログラムでは、11名(30時間の免許法認定講習を受講した対象者303人:3.6%)の文部科学省免許法認定講座の単位認定の申し込みがあり、その内9人(2.9%)に教育実践特講の単位認定を行った。
- 今回の、単位認定の教育モデルプログラムでは、各会場で説明を加え、また、チラシを配布し、単位認定の教育モデルプログラムの受講を図ったのであるが、目標値である教員免許状更新講習による認定講座(教育実践特講)の単位認定を希望する教員30%以上にほど遠い結果となった。原因として、受講制への聞き取り調査によると、本教育モデルプログラムが十分理解されなかったこともあるが、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行うという、課題の提出を義務付けたことが大きな原因であると考えられる。
- 本学の教員免許更新講習は、大学院の単位認定を行うとのことで、内容もハイレベルにし、教員も大学院の教員で実施したことはよかったが、各講座で難しい試験を行っており、5日間の講座で、受講した教員も疲れ果てていたということ原因ではないかと考える。
- 来年度以降は、各講座の後に試験を行っているので、その試験と文部科学省免許法認定講座の単位認定の課題を重ねる方向で教員免許状更新講習による認定講座(教育実践特講)の単位認定を希望する教員の増加を図ることとする。

(4) 通信制の文部科学省免許法認定講座の単位認定における本人確認について

- 大学院免許法認定公開講座(通信教育)における本人確認についての対応方法について本年度については、下記のように行った。

○本学が大学院免許法認定公開講座（通信教育）を実施するにあたって、教員の利用環境や本人確認の厳格性と利便性のバランスにより、大学院免許法認定公開講座（通信教育）における個人認証について下記のように実施する。

（1）受講申込時における本人確認

受講申込時に郵送・FAX・Eメールでの申込みに際しては、受講許可書に受験番号を記入し、送付する。その後、事務局に本人が直接連絡し、事務局から個人認証番号を電話で伝える。尚、個人認証番号を故意に他人に漏洩し、なりすまし等の不正の事実を確認した時点で、受講した科目の認定を取り消すものとする。

（2）課題提出並びに科目修得試験課題における本人確認

- ・課題提出並びに科目修得試験課題提出時に受講番号に加えて先の個人認証番号を記入することを義務付ける。
- ・Eメールでの課題の送付の場合には、課題の開封のパスワードを別のメールで送付し、資料の開封時にパスワード認証を必要とする。

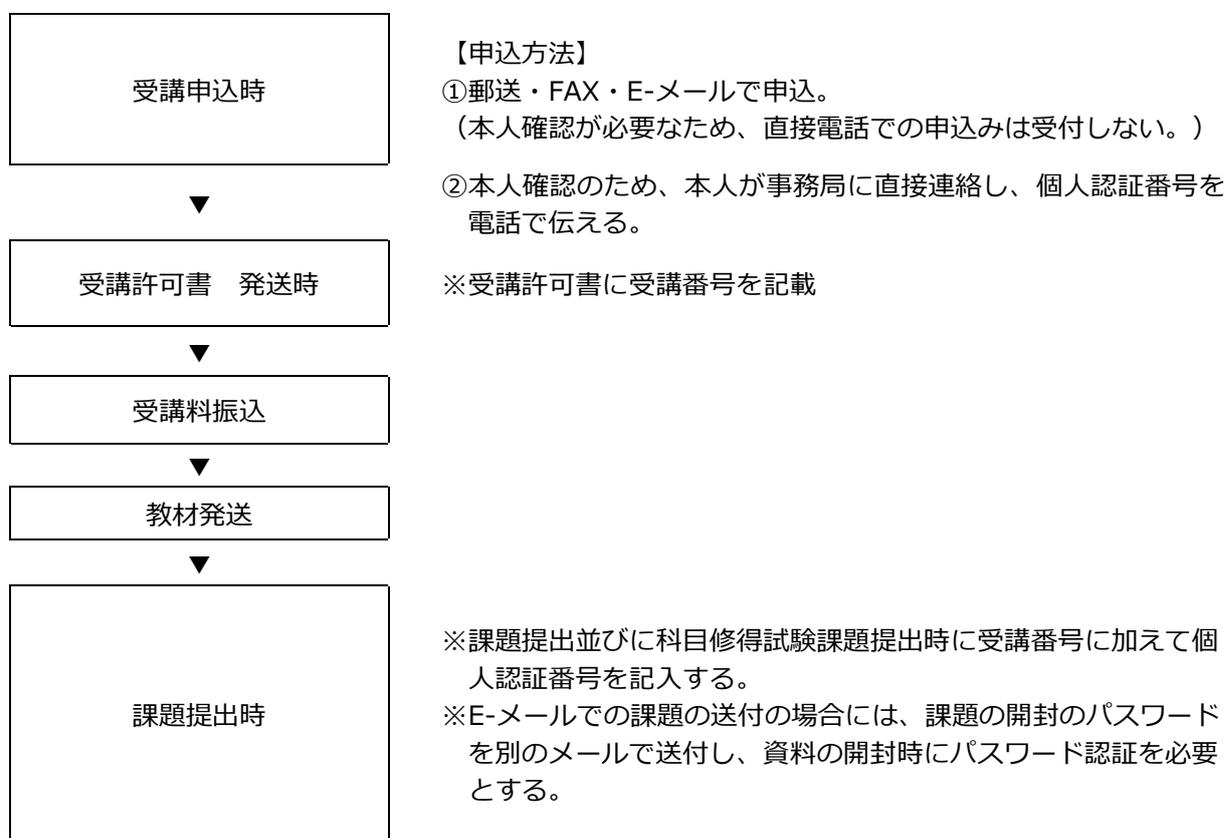


図1 本人確認フロー

○これでは、必ずしも確実に本人か作成した課題レポートであるかわからない点もあり、桜美林大学の鈴木教授に聞き取りに行き、本人確認の方法を確認した。

○桜美林大学では、独自のシステムを開発し、通信での本人確認は、音声と顔認証で行っているとのことで、本学の規模ではそのシステムを導入することは困難であるとの結論に至った。

○そこで、来年度については、通信の課題レポート（最終）については、本学に来ていただき、試験を行う方法に変更する。

別添

平成27年2月27日

平成27年度現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業

実施計画書

文部科学省初等中等教育局長 殿

団 体 名 岐阜女子大学
所 在 地 岐阜市太郎丸 80 番地

代表者職氏名 学長 後藤 忠彦 印

現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業実施計画書を提出します。

1. 実施事業

- 更新講習との相互活用による講習の開発・実施
- 通信・放送・インターネット等を活用した講習の開発・実施
- 小中学校免許状併有のための講習の開発・実施

2. 事業の実施期間

平成27年4月（委託を受けた日）～平成30年3月31日（事業完了予定日）

3. 事業の内容

(1)概要

- ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図るために、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行う教育モデルプログラムを展開する。
- 遠隔地に勤務する教員が文部科学省免許法認定講座を受講しやすくするために、インターネットを活用した文部科学省免許法認定講座を実施する。
- 小学校の英語教育を推進するため、小学校の教員に対する中学校英語免許状を取得できる免許法認定講習等を開催し、中学校英語免許状の取得を促進する。

(2)実施方法

【平成27年度】

- ① 方針の決定（4月上旬）
- ② 更新講習並びに認定公開講座の教材の開発とテキストの作成（5月～7月）

- ③ 更新講習との相互活用による講習実施（7月～3月）
（対面授業：8/3～8/7、通信教育：6月～11月）
- ④ インターネットを活用した文部科学省免許法認定講座の試行（8月）
（対面授業：8/3～8/7）
○インターネット（岐阜―沖縄）での配信（沖縄での受講生のアンケート調査等のために2人派遣）（8月）
- ⑤ 小中学校免許状併有のための講習のカリキュラムの開発（6月～10月）
- ⑥ 検討委員会による評価の実施（3月）
- ⑦ 認定公開講座（通信教育）における本人確認についての調査（3月）
（調査大学：桜美林大学へ2人派遣）

【平成28年度】

- ① 方針の決定（4月上旬）
- ② 教材の開発とテキストの作成（5月～7月）
- ③ 更新講習との相互活用による講習の教材の改良とテキストの改定
（対面授業・通信教育）
- ④ 通信・放送・インターネット等を活用した講習実施
- ⑤ 小中学校免許状併有のための講習テキスト並びに教材の開発
- ⑥ 検討委員会による評価の実施（3月）

【平成29年度】

- ① 方針の決定（4月上旬）
- ② 教材の開発とテキストの作成（5月～7月）
- ③ 更新講習との相互活用による講習教材の改良とテキストの改定
（対面授業・通信教育）
- ④ 通信・放送・インターネット等を活用した講習実施
- ⑤ 小中学校免許状併有のための講習の試行・実施
- ⑥ 検討委員会による評価の実施（3月）

4. 実施日程(予定)（※複数年計画のものは毎年度の活動を記載すること。）

【平成27年度】

活動時期	活動の内容			
	①検討委員会	②教材の開発	③実施	④評価
5月	第1回検討委員会(文書で検討)	教員免許更新講習(通信教育)教材開発 教員免許更新講習(対面授業)教材開発	文部科学省免許法認定講座(通信教育) 教員免許更新講習(通信教育)	・検討委員会で、教材テキスト等の評価
8月	第2回検討委員会		教員免許更新講習(対面授業)(8/3-7)	・検討委員会で対面授業を視察
3月	第3回検討委員会			・検討委員会でアンケート調査を元に評価

--	--	--	--	--

【平成28年度】

活動時期	活動の内容			
	①検討委員会	②教材の開発	③実施	④評価
5月	第1回検討委員会(文書で検討)	文部科学省免許法認定講座(通信教育)教材改良 文部科学省免許法認定講座(インターネット授業)教材開発	文部科学省免許法認定講座(通信教育) 教員免許更新講習(通信教育)	・検討委員会で、教材テキスト等の評価
8月	第2回検討委員会	小中学校免許状併有のための講習テキスト並びに教材の開発	文部科学省免許法認定講座(対面授業・インターネット授業)	・検討委員会でインターネットでの免許法認定講習を視察
3月	第3回検討委員会			・検討委員会でアンケート調査を元に評価

【平成29年度】

活動時期	活動の内容			
	①検討委員会	②教材の開発	③実施	④評価
5月	第1回検討委員会(文書で検討)	教員免許更新講習(通信教育)教材改定 教員免許更新講習(対面授業)教材改定	文部科学省免許法認定講座実施(通信教育) 教員免許更新講習実施(通信教育)	・検討委員会で、教材テキスト等の評価
8月	第2回検討委員会	文部科学省免許法認定講座(インターネット授業)教材改定	中学校英語免許状対応講座実施 文部科学省免許法認定講座実施(対面授業・インターネット授業)	・検討委員会で中学校英語免許状対応授業を視察
3月	第3回検討委員会	小中学校免許状併有のための講習テキスト並びに教材の改定		・検討委員会でアンケート調査を元に評価

5. 実施体制(予定)

<主な実施体制>

(1)外部検討委員会(外部有識者による委員会)

【構成】メンバー数 5名

主査 林 徳治 立命館大学・教授(教育工学)

水谷 邦照 一般財団法人総合初等教育研究所・理事長（教育）
 早川 三根夫 岐阜市教育長（教育行政）
 丹羽 俊文 岐阜県総合教育センター長兼教育研修課長（教員研修）
 小関 雅司 静岡県総合教育センター・総合支援課（教員研修）

【活動内容について】

- ・ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図る教師教育モデルプログラムの在り方について
- ・教員免許状更新講習による認定講座（教育実践特講）の単位認定について
- ・通信教育における本人確認について
- ・教員免許更新講習（対面授業・通信教育）カリキュラム検討・評価
- ・大学院免許法認定公開講座（対面授業・通信教育）カリキュラム検討・評価
- ・通信・放送・インターネット等を活用した講習カリキュラム検討・評価
- ・小中学校免許状併有のための講習のカリキュラム検討・評価

(2)教材開発チーム

【構成】人数 9名

主査	生田 孝至	大学院教授（教育工学）
	久世 均	教授、遠隔・通信教育部長（遠隔教育）
	井上 透	文化情報研究センター長（博物館学）
	三宅 茜巳	教授、大学院研究科長（教材開発）
	安藤 義久	教授・公開講座担当（英語教育）
	谷 里佐	准教授（博物館学）
	齋藤 陽子	准教授（教育工学）
	林 知代	講師（教材開発）
	佐々木恵理	助教（教育心理）

【活動内容について】

- ・教員免許更新講習（対面・通信）の教材作成（5月）
- ・大学院免許法認定公開講座（対面・通信）カリキュラムの教材作成（7月）
- ・教員免許状更新講習による認定講座（教育実践特講）の教材開発
- ・通信・放送・インターネット等を活用した講習の教材開発
- ・小中学校免許状併有のための講習の教材開発

(3)実施事務局

【構成】人数 5名

主査	井上 透	文化情報研究センター長
	久田 由莉	文化情報研究センター事務職員
	渡辺 好美	文化情報研究センター事務職員
	林 真子	文化情報研究センター事務職員
	大木佐智子	文化情報研究センター事務職員

【活動内容について】

- ・教員免許更新講習（対面・通信）の計画・実施（4月）
- ・大学院免許法認定公開講座（対面・通信）の計画・実施（6月～3月）
- ・通信・放送・インターネット等を活用した講習カリキュラム計画・実施
- ・小中学校免許状併有のための講習のカリキュラム計画・実施
- ・アンケート処理

<協力機関>（予定）

(1)名称

岐阜県教育委員会
岐阜市教育委員会

(2)協力内容

- ・教員免許状更新講習による認定講座（教育実践特講）の単位認定についてのアンケートへの協力（8月）
- ・教員免許更新講習（対面・通信）の広報（4月～5月）
- ・大学院免許法認定公開講座（対面・通信）の広報（4月～5月）

(3)協力体制

下図のとおり、外部検討委員会を中心に、教材開発チームと実施事務局が中心となっていく。なお、協力機関として・岐阜県教育委員会・岐阜市教育委員会等の協力を得る。

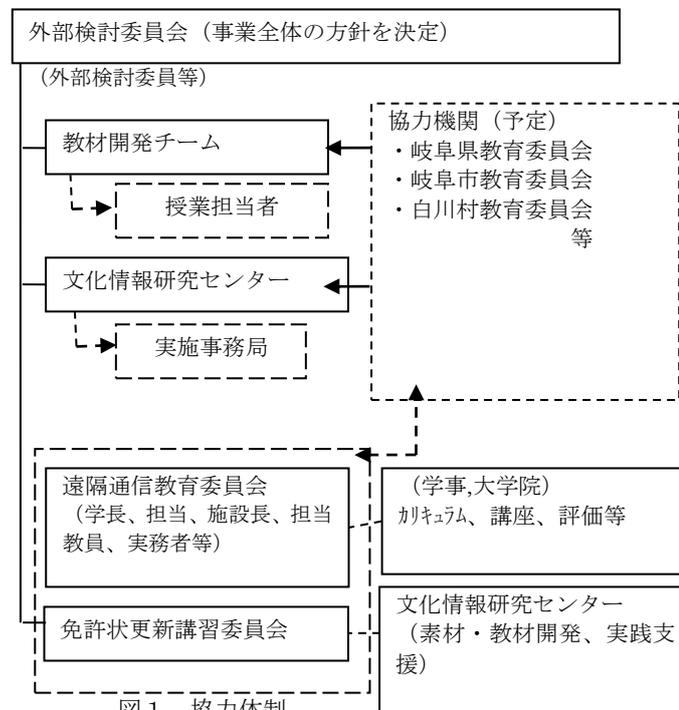


図1 協力体制

<再委託の内容>

(1)再委託先の名称

該当なし

(2)再委託の内容

6. 本事業における成果目標等

- 教員免許状更新講習による認定講座（教育実践特講）の単位認定を希望する教員 3.0%以上
（教員免許更新講習（30時間受講者）の3.0%以上が認定講習の受講）
- 教員免許更新講習と文部科学省免許法認定講座連携した教育プログラムの満足度が、9.4%以上（対面）
- 教員免許更新講習の充足率 7.0%以上（対面）

